

ご存知ですか？ 「後期高齢者医療制度」

・平成20年4月より後期高齢者の医療保険制度が変わります！

平成18年6月の健康保険法等の改正に伴い、平成20年4月1日から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。これにより、後期高齢者は現在加入している国保や社保（被扶養者を含みます。）を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。対象となる方は次の方です。

平成20年4月1日現在

①75歳以上の者

②65歳以上75歳未満の者で、一定の障害を持ち、広域連合長が認めた者

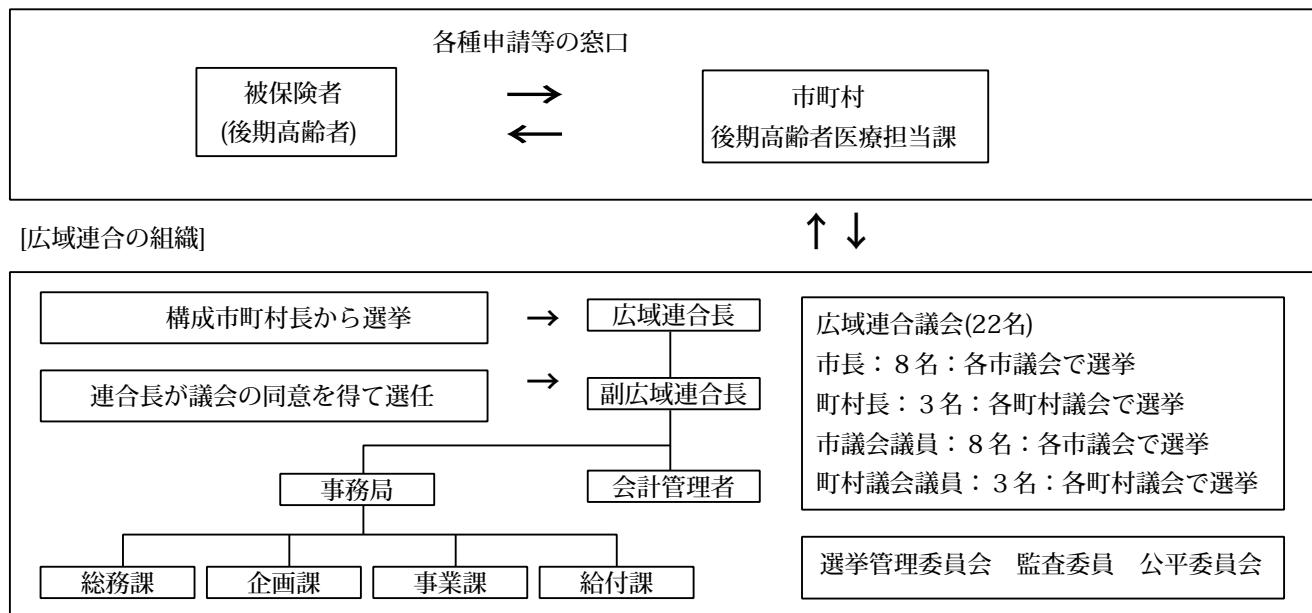
・茨城県後期高齢者医療広域連合の設立

後期高齢者医療制度に関する事務を広域にわたり処理するため、県内すべての市町村で組織する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。現在、後期高齢者医療制度施行に向けた準備に取り組んでおり、平成19年度中に必要な事項を決定していきます。

今後、後期高齢者医療制度の内容について随時紹介していきます。

・茨城県後期高齢者医療広域連合の組織と市町村との連携

茨城県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町村が加入し、後期高齢者医療に関する事務を広域にわたり処理するための「特別地方公共団体」です。茨城県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度全体の財政を運営していく組織です。後期高齢者の方の各種申請等の窓口取扱いは、現在と同様に市町村が行います。



◆問い合わせ先

茨城県後期高齢者医療広域連合

☎ 029-309-1211

伊奈庁舎国保年金課

☎ 58-2111 (内線1181～1187)